

## 介護老人保健施設きねぶち 施設サービス重要事項説明書

### 第1条(契約の目的)

- 1、本契約は介護保険法等関係諸法令の定めるところにより、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目的とします。
- 2、介護老人保健施設きねぶちを運営する事業者・医療法人楽生会(以下「当施設」)は、サービス提供にあたっては、利用者の要介護状態区分、及び利用者の被保険者証に記載された認定審査会意見に従って、利用者にサービスを提供します。

### 第2条(契約の期間)

- 1、本契約の有効期間は契約書を提出して頂いた日から利用者の要介護認定有効期間満了日までとします。
- 2、契約満了の1週間前までに、利用者から当施設に対し、文書により契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

### 第3条(契約の終了)

- 1、利用者は当施設に対し、1週間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解約することができます。但し、利用者の病変、急な入院等、やむを得ない事情の場合、利用者当施設の協議により決定することとします。
- 2、当施設が介護保険法等関連諸法令及び、本契約に定める責務をしなかった場合または不法行為を行った場合には、利用者は当施設に対し、いつでもこの契約の解除を申し入れることができます。この場合は、申し入れ時に契約解除となります。
- 3、次の事由に該当した場合、当施設は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。尚、この場合、原則として事前に介護支援専門員に連絡します。
  - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう勧告したにもかかわらず、10日以上支払われない場合。契約解除後も入金が確認できない場合、法的手段を実施する場合もございます。
  - ② 利用者が正当な理由なくサービス中止をしばしば繰り返した場合、または、利用者の病気等により、サービス利用ができない状態であることが明らかになった場合。

- ③ 利用者または利用者の家族・利用者の身元引受人等が当施設または当施設の委託業者・他の利用者等に対し、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。
- ④ 利用者の行動が、他の利用者の生命または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、当施設においてこれを防止できないと判断した場合。
- ⑤ 利用者が重大な自傷行為を繰り返すなど、自殺するおそれが極めて大きく、当施設においてこれを防止できないと判断した場合。
- ⑥ 利用者または利用者の家族・利用者の身元引受人等が故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがないと当施設が判断した場合。
- ⑦ 介護老人保健施設の目的、在宅復帰及び在宅生活維持の趣旨に利用者及び利用者の家族・利用者の身元引受人等が適さない行動をしていると当施設が判断し 3 週間以上前に連絡したにもかかわらず、改善の見込みがない場合。

4、次の事由に該当した場合、この契約は自動的に終了します。

- ① 利用者が他の介護福祉施設等の長期療養型施設に入所された場合。
- ② 利用者の要介護認定区分が、非該当、要支援以下と認定された場合。
- ③ 利用者が死亡された場合。

#### 第4条(従業員の体制)

管理者	1名(兼務)	医師	1名(兼務)
薬剤師	0.4名	看護職員	9名
介護職員	33名	支援相談員	1名
理学療法士	3名	管理栄養士	1名
介護支援専門員	2名(兼務)	事務員	4名
庶務	2名		

#### 第5条(サービス計画)

- 1、当施設の介護支援専門員に、利用者のためのサービス計画を作成する業務を担当させます。
- 2、担当介護支援専門員が利用者のためのサービス計画を作成する際には利用者または利用者の家族・利用者の身元引受人等からよく事情を聞いて利用者の有する能力や置かれている環境に基づいて、利用者がもっとも人間的で自立した日常生活を送れるように配慮いたします。
- 3、利用者のためのサービス計画を作成、変更する際には、担当介護支援専門員が計画または変更案の段階で利用者または利用者の家族・利用者の身元引受人等に同計画案を説明し同意を得ることといたします。

## 第6条(介護サービスの内容)

### 1、基本サービス

- ① 施設サービス計画の作成
- ② 居室 個室・2人部屋・4人部屋がございます
- ③ 食事(原則として食堂にておとりいただきます)  
朝食 8時から 昼食 12時から 夕食 18時から
- ④ 入浴  
週に最低2回の入浴日がございます  
身体状況に応じて特別浴または清拭にも対応いたします。
- ⑤ 看護・介護  
施設サービス計画に沿って看護・介護を実施いたします。
- ⑥ リハビリテーション  
施設サービス計画に沿って作業療法士等の専門職により、リハビリテーションを計画的に行います。
- ⑦ 在宅復帰その他の相談  
介護支援専門員、支援相談員が在宅生活に戻られるための各種相談や施設入所中の生活の相談に常時応じています。

### 2、その他サービス

- ⑧ 理美容(要予約・別料金)
- ⑨ レクリエーション

## 第7条(利用料)

- 1、当施設からサービスの提供を受けたときは、当施設に対し、別紙料金表の記載に従い、利用者または身元引受人に利用料自己負担分を支払って頂きます。なお、利用料支払いの延滞が認められた場合は下記連帯保証人に対し請求させていただきます。
- 2、当施設は、前月料金の合計額の請求書及び明細書を毎月10日以降に発行します。利用者又は身元引受人は、請求書発行日から1週間以内に支払うものとします。
- 3、当施設は、利用料自己負担分の支払いを受けた場合、その都度、領収書を発行いたします。
- 4、支払い方法は、事務所窓口にてお支払いいただくか、銀行振り込みとなります。

第 8 条(協力医療機関)

- |            |   |
|------------|---|
| 1、 医療機関の名称 | 医療法人楽生会 木根淵外科胃腸科病院  |
| 院 長        | 木根淵 光夫  |
| 所在地        | 茨城県坂東市辺田 1430   |
| 電話番号       | 0297-35-3131  |
| 診療科        | 外科 内科 消化器外科 整形外科 心療内科<br>皮膚科 泌尿器科 形成外科 呼吸器外科 乳腺外科<br>小児科 放射線科 |
| 入院設備       | 68 床  |

第 9 条(協力歯科医療機関)

- |            |                  |
|------------|------------------|
| 1、 医療機関の名称 | きねぶち歯科医院         |
| 院長         | 木根淵 美奈           |
| 所在地        | 茨城県坂東市長谷 989-102 |
| 電話番号       | 0297-38-8444     |

第 10 条(身体拘束その他の行動制限)

- 1、 当施設は利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し身体的拘束その他の方法により利用者の行動を制限いたしません。
- 2、 当施設が利用者に対し、身体的拘束その他の方法により利用者の行動を制限する場合は利用者に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分に説明し、同意能力がある場合には、その同意を得ることとします。またこの場合、当施設は事前または事後すみやかに、利用者の家族または利用者の身元引受人等に対し、利用者に対する行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分に説明します。
- 3、 当施設が利用者に対し、身体的拘束その他の方法により利用者の行動を制限した場合には第 12 条の介護サービス記録に次の事項を記載します。
  - ① 利用者に対する行動制限を決定した者の氏名、制限の根拠、内容、見込まれる期間
  - ② 前項に基づく当施設の利用者に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要
  - ③ 前項に基づく利用者の家族または利用者の身元引受人等に対する説明の時期及び内容、その際のやりとりの概要

#### 第 11 条(事故発生時の対応及び損害賠償)

- 1、当施設は利用者に対する介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合にはすみやかに利用者の家族、身元引受人等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。
- 2、前項の場合において、事故が発生した場合は、当施設はすみやかに利用者の損害を賠償します。ただし、当施設に故意過失がない場合、または加齢に起因する外傷疾患に関してはこの限りではありません。
- 3、前項の場合において、当該事故発生につき利用者に重過失がある場合には賠償の額を減じることができます。

#### 第 12 条(介護サービス記録)

- 1、当施設は利用者に対する介護サービスの提供に記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存します。

#### 第 13 条(守秘義務)

- 1、当施設およびその職員は、外部に対して正当な理由がない限り、業務上知り得た利用者、利用者の家族または身元引受人等の情報を守秘します。
- 2、当施設は居宅介護支援事業従事者等必要な機関に対し利用者、利用者の家族または身元引受人等に関する情報を提供するには、事前に文書により同意を得ることとします。

#### 第 14 条(緊急時の対応)

- 1、当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的な判断により受診が必要と認める場合、協力機関または、協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- 2、当施設は、利用者に対し、当施設における介護保険施設サービスでの対応が困難な状態または、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門機関を紹介します。
- 3、前 2 項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者または利用者の家族・または身元引受人等に緊急に連絡します。

#### 第 15 条(サービスに関する要望及び苦情処理)

- 1、当施設は利用者からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、利用者の要望・苦情等に対し、迅速に対応します。
- ① 当施設窓口 0297-47-3333 担当者:看護師長 佐賀正英、事務主任 柳沢健一
  - ② 坂東市役所介護福祉課 0297-35-2121/0280-88-0111(代)
  - ③ 茨城県国保連合会介護保険苦情相談室 029-301-1565

#### 第 16 条(身元引受人及び連帯保証人)

- 1、 当施設は利用者に対し、身元引受人及び連帯保証人各 1 名を選んでいただきます。ただし身元引受人及び連帯保証人を立てることができない相当な理由が認められる場合にはこの限りではありません。
- 2、 身元引受人は次の責任を負います。
  - ① 利用者に利用料等の支払能力がない場合、支払い義務が生じます。
  - ② 利用者が疾病等により他の医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
  - ③ 契約終了の場合、当施設と連携して利用者の状況に見合った適切な受入先の確保に努めること。
  - ④ 利用者が死亡した場合、遺体及び遺留金品の引き受け、その他必要な措置をすること。
- 3、 連帯保証人は次の責任を負います。
  - ① 本契約に基づく利用者の当施設に対する債務を利用者と連帯して保証すること。
  - ② 身元引受人が責任を果たさないか又は放棄した場合に、身元引受人の責任を引き受けること。

#### 第 17 条(非常災害時の対策)

- 1、 災害時は当施設の非常災害対策にのっとり対応を行います。
- 2、 平常時に当施設の非常災害対策にのっとり利用者も含めた総合避難訓練を年 1 回行います。
- 3、 防災設備として使用しております。

#### 第 18 条(施設利用にあたっての留意事項)

- 1、 面会時間  
8:30～20:00 までとする。
- 2、 外出・外泊  
原則として施設長の許可を得た上で家族が付き添われる限りは自由です。ただし、本人の健康上、医師より許可が出ないこともありますのでご了承ください。  
外出・外泊の際には、事務所窓口においてある「外出・外泊届け」にご記入をお願いいたします。
- 3、 所持品・備品の持ち込み  
電気製品の持ち込みは許可を得た場合可能です。ただし、電気代として別紙(介護保健施設 きねぶち 利用料金のご案内)の記載に従った加算料金を頂きます。  
電気製品を使用ご希望の方は「電気製品使用許可申請書」にご記入いただき事務所窓口までお願いいたします。

#### 4、金品・貴重品の管理

多額の現金・貴重品の持ち込みはご遠慮ください。

お小遣い程度の現金の所持についてはご本人、ご家族の責任の元管理とします。

#### 5、外泊時等の施設外での受診

(施設より、受診先の医師に診療情報提供書がでます。)

\* 入所中の他医療機関での受診は保険適応にならないものがあります。受診前にご相談ください。

#### 6、ペットの持ち込み

施設建物でのペットの持ち込み及び飼育はご遠慮ください。

### 第 19 条(禁止事項)

- 1、当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、施設内での「営利行為・宗教の勧誘・特定の政治活動」は禁止します。

### 第 20 条(契約に定めのない事項)

- 1、この契約に定めのない事項について疑義が発生したときは介護保険法その他緒法令の定めるところを尊重し、利用者または利用者の家族・利用者の身元引受人等との間で協議の上誠意を持って解決するものとします。

### 第 21 条(契約終了後の退所と清算)

- 1、この契約終了後、利用者はただちに当施設を退所します。未請求分は後日請求いたします。
- 2、契約期間中に契約が終了した場合、サービスの未給付分について当施設すでに受領している利用料があるときは、当施設は利用者に対し相当額を返還します。
- 3、この契約の終了により利用者が当施設を退所することになったときは、当施設はあらかじめ利用者の受入先が決まっている場合を除き、居宅介護支援事業者またはその他の保険機関、医療機関、若しくは福祉サービス機関等と連携し、利用者の生命・健康に支障のないよう円滑な退所のために必要な援助を行います。但し、第 3 条の③に該当する場合は、援助を行わない場合があります。

### 第 22 条(契約にあたって)

- 1、上記の内容を理解の上、契約を成立させる為に、当施設及び利用者は記名押印のうえ、契約書を 2 部作成し、当施設、身元引受人がそれぞれ1部ずつ保有します。

事業者 住 所(〒306-0642)茨城県坂東市長谷 989 番地 5  
氏 名 医療法人 楽生会  
介護老人保健施設 きねぶち  
理事長 木根淵 光夫 (印)